

令和7年度食品の安全性に関する有害化学物質の
サーベイランス・モニタリング年次計画に掲載する調査候補の概要
(有害化学物質)

1. サーベイランス

	頁	中期計画 優先度	危害要因	対象品目	実施 状況
農産物	1	A	タイプBトリコテセン類等	小麦、大麦	継続
	2	B	アフラトキシン類、タイプBトリコテセン類等	大豆	新規
	3	A	カドミウム	バレイショ、ホウレンソウ、タマネギ、ニンジン、結球レタス、ピーマン	新規
	4	掲載なし	タリウム	結球レタス、コマツナ	継続
	5	掲載なし	硝酸塩	結球レタス、コマツナ	継続
	6	掲載なし	PFAS（うち、PFOS、PF0A、PFHxS及びPFNAの4種類）	穀類、豆類、根菜類、葉茎菜類、果菜類、果実類	継続
畜産物	7	A	ピロリジジナルカロイド類	はちみつ	継続
	8	A	ダイオキシン類	豚肉、牛乳	定期
	9	掲載なし	PFAS（うち、PFOS、PF0A、PFHxS及びPFNAの4種類）	牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳	継続
水産物	10	A	鉛、水銀、カドミウム、ヒ素、ヨウ素、ニッケル	海藻加工品	定期/ 新規
	11	A	ダイオキシン類	コノシロ、ベニズワイガニ	定期
	12	B	PFAS（うち、PFOS、PF0A、PFHxS及びPFNAの4種類）	沖合魚、外洋魚、淡水魚、二枚貝、海藻類	継続
加工食品	13	A	3-MCPD 脂肪酸エステル類、グリシドール脂肪酸エステル類	食用油脂	継続
	14	A	多環芳香族炭化水素類（PAH）	かつおの削りぶし	定期

飼料	15	A	アフラキシン、デオキシバレノール等	国産飼料	継続
	16	A	ダイオキシン類	飼料原料	継続
	17	B	オクラキシン A、タイプ A トリコセン類、ステリグマトシチン	家畜・家きん用配合飼料等	継続

※グレーの背景の品目は、輸出重点品目に該当

2. モニタリング

	頁	中期計画 優先度	危害要因	対象品目	実施 状況
飼料	18	A	アフラキシン B ₁ 、デオキシバレノール、フモニン、ゼアラレノン	家畜・家きん用配合飼料、飼料用とうもろこし	継続
	19	A	鉛、カドミウム、総水銀、総ヒ素	家畜・家きん用配合飼料、乾牧草等、動物由来飼料原料	継続

3. その他の調査

	頁	種類	危害要因	対象品目	実施 状況
農畜水産物	20	分析法の開発・検証	PFAS	農畜水産物	新規
加工食品	21	事業者連携調査	3-MCPD 脂肪酸エステル類、グリシドール脂肪酸エステル類	食用植物油脂	新規

危害要因	タイプ B トリコテセン類（デオキシニバレノール（DON）、ニバレノール(NIV)及びそれらの類縁体）	
食品群・飼料	農産物	品目：小麦、大麦
目的と経緯	【目的】 ・ 国産麦類の DON、NIV 等の全国的な含有実態と年次変動を調査し、改訂した指針の有効性を検証。 ・ DON 及び NIV の類縁体（アセチル体及び配糖体）についても調査を行い、類縁体を含めて、国産麦類の安全性を向上させる措置の必要性を検討。 ・ 中期計画の優先度が B であるタイプ A トリコテセン類（T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシシルペノール）及びゼアラレノン（ZEN）についても、全国的な含有実態と年次変動を調査し、国産麦類の安全性を向上させる措置の必要性を検討するため、同一試料を用いて同時に調査を実施。 【経緯】 ・ DON 及び NIV は赤かび病の原因菌である <i>Fusarium</i> 属菌が産生するかび毒で、国内では昭和 30 年代に赤かび病の被害を受けた米麦を喫食したことによる食中毒が発生。 ・ 農林水産省は平成 14 年度から継続的に国産麦類のかび毒の調査を実施。国産麦類中の DON、NIV の汚染率や濃度には著しい年次変動がみられる。 ・ 食品安全委員会は令和元年に DON について類縁体を含めたリスク評価を行い、引き続き DON 等の低減が必要と結論。 ・ 農林水産省は令和 5 年 3 月に「麦類のデオキシニバレノール、ニバレノール汚染の予防及び低減のための指針」を改訂。 ・ 20 年以上にわたる調査によりデータが蓄積されていること、令和 6 年産小麦から全国農業協同組合連合会において全ロットの自主検査が行われていることを踏まえ、前年度から調査点数を縮小。なお、生産量が多く、食品衛生法で DON の規格（1.0 mg/kg）が設定されている小麦の調査を優先した上で、年次変動を把握するのに必要な点数を調査することとし、小麦で 30 点、大麦で 40 点を減らす方針とした。	
調査対象品目及び 予定調査点数	小麦：90 点、大麦：60 点	
備考		

危害要因	総アフラトキシン（AF）、タイプ A トリコテセン類（T-2 トキシン（T2）、HT-2 トキシン（HT2）、ジアセトキシシルペノール（DAS））タイプ B トリコテセン類（デオキシニバレノール（DON）、ニバレノール（NIV））、ステリグマトシスチン（STC）、ゼアラレノン（ZEN）	
食品群・飼料	農産物	品目：大豆
目的と経緯	【目的】 ・ 主要なかび毒について、国産大豆中の全国的な含有実態を調査し、継続的な調査や低減対策が必要かどうかを検討。 ・ 大豆は、加工品も含め国内での摂取量が多く、輸出重点品目であるしょうゆ、みその主要原材料であることから実態把握を実施。 【経緯】 ・ 大豆についてはかび毒が検出されたという報告数は少ないが、欧州食品安全機関（EFSA）が平成 30 年に公表した調査結果によると、大豆製品から DAS が検出。 ・ 厚生労働省の厚生労働科学研究（令和元年～3 年）による調査の結果、大豆加工品から T2、HT2、DAS が検出されたとの報告。 ・ 農林水産省による国産大豆を対象とした実態調査はこれまで行われておらず、また、かび毒の産生菌には複数種類のかび毒を産生するものがあることや、同一の農作物から複数種の産生菌が同時に検出されることも多いことから、上記の調査で検出の報告があるもの（T2、HT2、DAS）に加えて、わが国でも小麦等もしくは貯蔵施設の汚染が確認され、かつ国内外でリスク管理措置がなされている AF、タイプ B トリコテセン類（DON、NIV）、STC、ZEN について、継続的な調査や低減対策の必要性を検討するための予備的な調査が必要。	
調査対象品目及び 予定調査点数	大豆：60 点	
備考	調査の結果、健康への影響を与える可能性が否定できない濃度であった場合、令和8年度以降も調査継続を検討	

危害要因	カドミウム	
食品群・飼料	農産物	品目：バレイショ、ホウレンソウ、タマネギ、ニンジン、結球レタス、ピーマン
目的と経緯	【目的】 - コーデックス委員会における国際基準値の見直しの動向を踏まえ、主要な国産農産物中のカドミウム濃度の現状を把握するため、含有実態を調査。 【経緯】 - 農林水産省は、平成 21 年度～平成 26 年度に国産農産物中のカドミウムの実態調査を実施。 - 近年は、コメを除き、実態調査を実施していない。 - コーデックス委員会では、設定から 15 年以上経過していることを国際基準値の見直しの優先順位を判断するための規準の一つとしており、農産物中のカドミウムの国際基準値は設定されてから 15 年以上が経過しているため、今後見直しが行われる可能性がある。 - このような状況を踏まえ、前回調査でコメのほかにカドミウムの主要な摂取源と推定された品目のうち野菜類の 4 品目（バレイショ、ホウレンソウ、タマネギ、ニンジン）と、前回調査で調査対象とされていなかった指定野菜（レタス、ピーマン）を対象に調査を実施。	
調査対象品目及び 予定調査点数	バレイショ、ホウレンソウ、タマネギ、ニンジン、結球レタス、ピーマン：各 60 点（計 360 点）	
備考	鉛、総ヒ素、総水銀、ニッケルについて同一試料を用いて同時に調査を実施	

危害要因	タリウム	
食品群・飼料	農産物	品目：結球レタス、コマツナ
目的と経緯	【目的】 - 国際的なリスク評価に貢献するとともに、国産農産物における低減対策の必要性を検討するため、葉菜類中のタリウムの含有実態を把握。 【経緯】 - タリウムは穀物、葉菜類等に含まれ、長期的な大量摂取により脱毛等が生じることが報告。 - 令和5年に行われた第16回コーデックス委員会汚染物質部会において、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）によるリスク評価の優先リストに掲載することが決定。 - このような国際的な動向を踏まえ、令和6年度から、文献等によりタリウムの含有の報告がある葉菜類を対象とした実態調査を実施（2年間で予定）。 - 今年度は、昨年度（コメ、キャベツ、ホウレンソウ）と異なる品目を対象に調査。	
調査対象品目及び 予定調査点数	結球レタス、コマツナ：各 30 点	
備考	国産農産物中の硝酸塩含有実態調査の試料と共通	

危害要因	硝酸塩	
食品群・飼料	農産物	品目：結球レタス、コマツナ
目的と経緯	【目的】 - 国産農産物の低減対策の必要性を検討するため、葉菜類中の硝酸塩の最新の含有実態を把握。 【経緯】 - 土壌に存在する硝酸塩は、農産物の窒素源の1つとして根から吸収され、農産物内でアミノ酸やたんぱく質に合成されるが、硝酸塩の吸収量が多かったり、日光が十分に当たらなかったりすると硝酸塩として農産物中により多く蓄積されることが報告。 - 農産物中の硝酸塩自体は通常摂取する量では人体に有害なものではないが、ヒトの体内で硝酸塩が還元され亜硝酸塩に変化すると、メトヘモグロビン血症や発がん性物質であるニトロソ化合物の生成に関与するおそれ。 - 平成14年度～平成16年度に独立行政法人農林水産消費技術センター（当時）において、市販の国産野菜（キャベツ、ハクサイ、結球レタス、コマツナ、ホウレンソウ等）を対象とした実態調査が行われたが、近年の含有実態データが不足。 - 最新の含有実態を把握するため、令和6年度から、国産葉菜類中の硝酸塩の実態調査を実施（2年間を予定）。 - 今年度は、昨年度（キャベツ、ホウレンソウ）と異なる品目を対象に調査。	
調査対象品目及び 予定調査点数	結球レタス、コマツナ：各30点	
備考	国産農産物中のタリウム含有実態調査の試料と共通	

危害要因	パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）	
食品群・飼料	農産物	品目：穀類、豆類、根菜類、葉茎菜類、果菜類、果実類のうち、生産量や消費量が多い品目等を選定
目的と経緯	【目的】 - 令和6年6月に内閣府食品安全委員会がとりまとめた「有機フッ素化合物」の健康影響に関する評価書も踏まえた、国産農産物中の PFAS 濃度分布に関するデータの充実化と必要な対応の検討。 - 主要な穀類、豆類や、指定野菜や指定野菜に準じる野菜類、果実類のうち、未調査の品目を調査。 - 調査結果は、我が国の実態としてコーデックス委員会における PFAS の議論にも活用。 【経緯】 - PFOS 及び PF0A について、平成 24～26 年度に 17 食品群及び容器入り飲料水を対象に予備的に一般的な食品からの摂取量を調査。農産物の PFOS、PF0A の摂取量への寄与は低かった。 - PFAS の一部は環境中で分解しにくく、人の健康への影響も指摘されていることから、近年、国内外において規制が強化。 - 昨今、国内各地の地下水や河川水から検出。 - 令和5年4月のコーデックス委員会において、各国で食品中の PFAS の含有実態調査を進め、汚染物質等の国際的なリスク評価機関である JECFA においてリスク評価を行うことに合意。 - 内閣府食品安全委員会は令和6年6月に PFAS の食品健康影響評価結果を公表。 - 令和6年度にコメ、バレイショ、キャベツ、トマト中の PFAS 含有実態調査を実施。	
調査対象品目及び 予定調査点数	穀類（小麦）、豆類（大豆）、根菜類（ダイコン、ニンジン、サトイモ）、葉茎菜類（ホウレンソウ、ハクサイ、ブロッコリー、タマネギ）、果菜類（キュウリ、ナス）、果実類（リンゴ、ミカン）を予定、各品目 30 点	
備考	- PFOS、PF0A、PFHxS 及び PFNA の4種を分析 - 令和6年度の調査の解析結果等を踏まえて必要に応じて品目は再検討	

危害要因	ピロリジジナルカロイド類（PA）	
食品群・飼料	畜産物	品目：はちみつ
目的と経緯	【目的】 ・ 前回調査（平成 28 年度）で対象としていなかった分析種の標準試薬が利用可能となったことから、国内で市販されているはちみつについて分析対象種を拡大して、最新の含有実態を把握。 ・ 国内におけるリスク管理措置の必要性の検討を実施するとともに、コーデックス委員会で検討される実施規範に国内の実態を反映。 【経緯】 ・ コーデックス委員会において「食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類（PA）汚染防止、低減のための雑草管理に関する規範」（CXC 74-2014）が策定されたり、EU 等で最大基準値が設定されたりするなど、国際的に食品のピロリジジナルカロイド類による汚染を防止、低減し、健康被害の発生を未然防止するための措置が進行。 ・ 現在、コーデックス委員会では、実施規範の見直し（はちみつの管理のための付属書新規作成を含む）の議論が進行中。 ・ PA を含む植物を蜜源にすることにより、植物中の PA がはちみつに移行するとされている。当省では、平成 28 年度にはちみつ中の 17 種類の PA の含有実態の調査を実施し、調査対象のほぼ全てのはちみつにおいて、PA 濃度が低いことを確認。	
調査対象品目 及び予定調査点数	はちみつ（国内で採蜜されたもの）：120 点（令和 6 年度に分析した点数との合計）	
備考	・ 令和 6 年度はちみつ中の鉛等の含有実態調査の試料を活用 ・ 23 種の PA を分析	

危害要因	ダイオキシン類（コプラナーPCB を含む）	
食品群・飼料	畜産物	品目：豚肉、牛乳
目的と経緯	【目的】 - ダイオキシン対策推進基本指針（平成 11 年 3 月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づき、畜産物中のダイオキシン類の含有実態を継続的に把握。 【経緯】 - 畜産物については、平成 10 年度から牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及び牛乳中のダイオキシン類濃度の実態を調査。平成 18 年度からは隔年で、平成 26 年度からは 3 年から 4 年に 1 度の間隔で調査を継続。 - いずれの品目も健康に影響を及ぼさない低いレベルで推移（鶏肉、鶏卵、牛乳については有意な下降傾向が認められ、牛肉、豚肉については有意な変動傾向は認められない）。 - 令和 2 年度に牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳について調査を実施して以降、令和 6 年度は、中期計画に基づき、牛肉、鶏肉、鶏卵について調査を実施。	
調査対象品目 及び予定調査点数	豚肉、牛乳：各 30 点	
備考	令和 6 年度国産農畜水産物中の PFAS 含有実態調査の試料を活用	

危害要因	パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）	
食品群・飼料	畜産物	品目：牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳
目的と経緯	【目的】 - 令和6年6月に内閣府食品安全委員会がとりまとめた「有機フッ素化合物」の健康影響に関する評価書も踏まえた、国産畜産物中のPFASの濃度分布に関するデータの充実化と必要な対応の検討。 - 国内で生産される主要な畜産物について実態を把握。 - 調査結果は、我が国の実態としてコーデックス委員会におけるPFASの議論にも活用。 【経緯】 - PFASの一部は環境中で分解しにくく、人の健康への影響も指摘されていることから、近年、国内外において規制が強化。 - 昨今、国内各地の地下水や河川水から検出。 - 令和5年4月のコーデックス委員会において、各国で食品中のPFASの含有実態調査を進め、汚染物質等の国際的なリスク評価機関であるJECFAにおいてリスク評価を行うことに合意。 - 内閣府食品安全委員会は令和6年6月にPFASの食品健康影響評価結果を公表。 - 令和6年度に畜産物（牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及び牛乳）中のPFAS含有実態調査を実施。 - 令和7年度も引き続き牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及び牛乳について調査を実施。	
調査対象品目 及び予定調査点数	牛肉、豚肉、鶏肉：各 60 点 鶏卵、牛乳：各 30 点	
備考	- PFOS、PFOA、PFHxS 及び PFNA の4種を分析 - 令和6年度に分析した点数との合計で各 90 点	

危害要因	鉛、水銀（メチル水銀、総水銀）、カドミウム、ヒ素（有機、無機）、ヨウ素、ニッケル	
食品群・飼料	水産物	品目： 海藻加工品
目的と経緯	【目的】 ・ 国内での含有状況を詳細に把握し、安全性を向上させる措置の必要性を検討する。 ・ コーデックス委員会における将来的な議論に備える。 【経緯】 ・ アジア以外の国・地域では海藻は新たな食料源として注目されており、食品として安全であるかの調査が重ねられている。今後はコーデックス委員会において CCFFP36 で韓国から海藻の安全性に関する国際文書を作成する旨の新規作業が提案されている。 ・ FAO/WHO は食品中カドミウムの主要な源の一つとして魚介類を挙げ、コーデックス委員会ではその汚染低減の実施規範策定に合意。実施規範の作成後、既存のカドミウム最大基準値(ML)の改訂を検討することが提案されている。 ・ 鉛は、コーデックス委員会において、基準値の改訂の議論が検討されており、食品安全にかかる基準値の議論のため、最新の国内における含有実態を調査する必要。 ・ ヒ素、ヨウ素、水銀、ニッケルについては、国外においては海藻中の最大基準値を設定済の国もある。 ・ 海藻加工品を常食する国内消費者保護の観点や、日本食文化の発信に欠かせない食材であるため輸出促進の観点からも、対応が必要。	
調査対象品目及び 予定調査点数	海藻加工品（ワカメ、コンブ、ノリ、モズク、ヒジキ）：計 300 点程度（各 60 点程度）	
備考	加工の程度により、加工係数（濃縮係数）などを考慮した調査を行う。	

危害要因	ダイオキシン類（コプラナーPCB を含む）	
食品群・飼料	水産物	品目：コノシロ、ベニズワイガニ
目的と経緯	【目的】 - ダイオキシン対策推進基本指針（平成 11 年 3 月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づき、水産物中のダイオキシン類の含有実態を、対象魚種を切り替えながら継続的に把握。 【経緯】 - 我が国で水揚げされた水産物中のダイオキシン類濃度の実態を把握するために、平成 18 年度から、漁獲量が多く、かつ、過去の調査結果から比較的高いダイオキシン類濃度が認められた魚種（11 品目）を選定し、中期計画に基づき、毎年度計画的かつ継続的に対象魚種を切り替えながら調査を実施。 - いずれの品目も概ね同程度の濃度で推移し、統計学的に優位な変動傾向は認められなかった。 - 水産物中からのダイオキシン類摂取量が食品由来の総摂取量の 9 割を占めることを確認（ただし、食品由来の総摂取量は耐容一日摂取量の 6 分の 1 程度であり、健康への悪影響を及ぼさない水準。） - 令和 6 年度にカタクチイワシについて調査を実施。	
調査対象品目及び 予定調査点数	コノシロ、ベニズワイガニ：各 30 点	
備考		

危害要因	パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）	
食品群・飼料	水産物	品目： 沖合魚、外洋魚、淡水魚、二枚貝、海藻類などのうち、国内で生産、水揚げがある品目等を選定
目的と経緯	【目的】 - 令和6年6月に内閣府食品安全委員会がとりまとめた「有機フッ素化合物」の健康影響に関する評価書も踏まえた、国産水産物中の PFAS 濃度分布に関するデータの充実化と必要な対応の検討。 - 国内で生産や水揚げがある水産物について、生産量や消費量などを勘案し、未調査の品目を調査。 - 調査結果は、我が国の実態としてコーデックス委員会における PFAS の議論にも活用。 【経緯】 - PFAS の一部は環境中で分解しにくく、人の健康への影響も指摘されていることから、近年、国内外において規制が強化。 - 昨今、国内各地の地下水や河川水から検出。 - 令和5年4月のコーデックス委員会において、各国で食品中の PFAS の含有実態調査を進め、汚染物質等の国際的なリスク評価機関である JECFA においてリスク評価を行うことに合意。 - 内閣府食品安全委員会は令和6年6月に PFAS の食品健康影響評価結果を公表。 - 令和3、4年度は、PFAS 推定摂取量の高い魚種等から選定し、PFOS 及び PF0A の2種についての含有実態調査を予備的に実施。（令和3年度：マアジ、令和4年度：ブリ、カレイ、ウナギ、マダイ、カキ） - 令和6年度にマイワシ（沖合）、カツオ（沖合又は外洋）、マダラ（底生沖合）、アユ（淡水）、アサリ（二枚貝）中の PFAS 含有実態調査を実施。	
調査対象品目及び 予定調査点数	沖合魚又は外洋魚（マサバ、マダイ、ギンザケ、クロマグロ、ブリ）、淡水魚（ニジマス、コイ）、二枚貝（ホタテガイ、カキ）、海藻類（海藻加工品を予定）：各 30 点	
備考	- PFOS、PF0A、PFHxS 及び PFNA の4種を分析 - 令和6年度の調査の解析結果等を踏まえて必要に応じて品目は再検討	

危害要因	3-MCPD 脂肪酸エステル類(3-MCPDE)、グリシドール脂肪酸エステル類(GE)	
食品群・飼料	加工食品	品目：食用油脂
目的と経緯	【目的】 ・ 中鎖脂肪酸油中の 3-MCPDE、GE の含有実態の知見が不足していることから、リスク管理措置を講じる必要性を検討するため、国内で流通している中鎖脂肪酸油の含有実態調査を実施する。 【経緯】 ・ 平成 24～26 年度に油脂類や調製粉乳等の調査を実施し、国内流通品中の 3-MCPDE 及び GE 濃度は、当時の海外における報告と比べて低い傾向であることを確認。平成 28 年度に、他の油種と比べて高濃度だったこめ油を対象に調査を実施し、平成 24～25 年度と比べて低い傾向であることを確認。 ・ 令和 2 年度、関係団体と連携して「食品中の 3-MCPD 脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸エステル類低減のための手引き」を作成。事業者は本手引き等を活用して自主的な低減対策に取り組み中。 ・ 令和 5 年度、低減対策の効果検証等を目的に、油脂類及び乳児用調製乳等を対象とした含有実態調査を実施。全体的に低減した一方、一部の食品ではさらなる低減の必要性が示唆されるとともに、国内で流通している中鎖脂肪酸油中の 3-MCPDE 等の含有実態に関する知見を補完する必要があることを確認。 ・ EU やアジア地域で基準値が設定済みもしくは検討中であることから、輸出する場合には基準値へ適合するよう製造する必要。	
調査対象品目及び 予定調査点数	食用油脂のうち中鎖脂肪酸油（中鎖脂肪酸油と他の油脂との混合油も含む）：30 点	
備考	2-MCPD 脂肪酸エステル類について同一試料を用いて同時に調査を実施	

危害要因	多環芳香族炭化水素類（PAH）	
食品群・飼料	加工食品	品目：かつおの削りぶし
目的と経緯	【目的】 - 平成 28 年度のかつおの削りぶし中等の含有実態調査以降、低減ガイドライン第 2 版が公表されており、その効果を検証するために、含有実態調査を実施する。 【経緯】 - PAH は炭素を多く含む有機物の不完全な燃焼等の過程で発生するが、食品の乾燥・加熱などの製造過程でも PAH による汚染が生じることが報告されており、汚染物質等の国際的なリスク評価機関である JECFA は benzo[a]pyrene を含む 13 種類の PAH について、遺伝毒性発がん性があるとして、今後モニタリングすべきと評価。 - コーデックス委員会においては、「燻製及び直接乾燥工程における食品の PAH 汚染の低減に関する実施規範」（CXC 68-2009）を策定し、汚染防止・低減を国際的にも推進している。 - 農林水産省は優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質に位置づけ、かつおの削り節・だし中（平成 24 年度）や直火加熱された肉類・魚類中（平成 25 年度）、かつおの削り節中（平成 28 年度）等の含有実態調査を行うと共に、研究事業を実施し、PAH 低減のための技術開発を推進。 - 令和 2 年 3 月には、農林水産省の監修のもと、（一社）日本鯉節協会と（一社）全国削節工業協会の連名で、「かつおぶし・削りぶしの製造における多環芳香族炭化水素類（PAH）の低減ガイドライン（第 2 版）」が策定され、事業者において PAH の低減に向けた取組が進められているところ。	
調査対象品目及び 予定調査点数	かつおの削りぶし：120 点程度	
備考	削りぶし中の PAH の指標となることを確認済である benzo[a]pyrene を分析	

危害要因	アフラトキシン B ₁ 、デオキシニバレノール、フモニシン（B ₁ +B ₂ +B ₃ ）、ゼアラレノン	
食品群・飼料	飼料	品目：国産飼料（トウモロコシサイレージ等）
目的と経緯	【目的】 - 国産飼料中のかび毒について、基準値等の検討に必要なデータを得るため、含有実態を把握。 【経緯】 - これまでの国産飼料中のかび毒の含有実態調査結果からは、家畜等の健康やその家畜等から生産される畜産物を介した人の健康に悪影響を及ぼす汚染は確認されていないが、基準値やその他の措置の必要性の検討に必要な含有実態データが不足。 - 複数年をかけて国産飼料中のかび毒濃度の年次変動を確認するための含有実態データを収集した上で、将来的に基準値やその他の措置の必要性を検討予定。	
調査対象品目及び 予定調査点数	国産飼料（トウモロコシサイレージ等）：200 点程度	
備考	令和3年度から継続して実施	

危害要因	ダイオキシン類（コプラナーPCBを含む）	
食品群・飼料	飼料	品目：飼料原料
目的と経緯	【目的】 - ダイオキシン対策推進基本指針（平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づき、畜水産物のダイオキシン類残留の主要な経路である飼料について、ダイオキシン類の含有実態を継続的に把握。 【経緯】 - 近年の調査の結果から、魚粉及び魚油中ダイオキシン類濃度は低い水準で推移していることを確認。 - 飼料中のダイオキシン類濃度の経年変化を確認するため、引き続き、含有実態を調査。	
調査対象品目及び 予定調査点数	飼料原料：20点程度	
備考	平成18年度から継続して実施	

危害要因	オクラトキシン A、タイプ A トリコテセン類（T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシシルペノール）、ステリグマトシスチン	
食品群・飼料	飼料	品目：家畜・家きん用配合飼料及びその原料
目的と経緯	【目的】 - 飼料中のオクラトキシン A、タイプ A トリコテセン類（T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシシルペノール）、ステリグマトシスチンの基準値やその他の措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。 【経緯】 - 輸入飼料の調達先国において、これらのかび毒による飼料の汚染が報告。 - 複数年かけて、輸入飼料を中心に、これらのかび毒の年次変動を確認するための含有実態データを収集し、将来的に基準値やその他の措置の必要性を検討予定。	
調査対象品目及び 予定調査点数	家畜・家きん用配合飼料及びその原料：調査点数は調整中	
備考	平成 19 年度から継続して実施	

危害要因	アフラトキシン B ₁ 、デオキシニバレノール、フモニシン（B ₁ +B ₂ +B ₃ ）、ゼアラレノン	
食品群・飼料	飼料	品目 ：家畜・家さん用配合飼料、飼料用とうもろこし（アフラトキシン B ₁ ）
目的と経緯	【目的】 - 飼料中の基準値の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 - 調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用し、家畜等の健康及びその家畜等から生産される畜産物を介した人の健康保護に資する。 【経緯】 - 飼料にかび毒の指導基準（搾乳用の家畜の配合飼料のみ）又は管理基準を設定。 - 近年の調査の結果から、配合飼料中のアフラトキシン B₁、デオキシニバレノール、フモニシン（B₁+B₂+B₃）、ゼアラレノン濃度は、基準値と比較して低い水準で推移しており、基準値の超過はほとんどないことを確認。 - 毎年度モニタリングを実施し、その結果は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターのウェブサイトで定期的に公表。	
調査対象品目及び 予定調査点数	家畜・家さん用配合飼料、飼料用とうもろこし（アフラトキシン B ₁ ）：調査点数は調整中	
備考	- 飼料用とうもろこしは、アフラトキシン B₁ のみがモニタリングの対象 - 平成 18 年度から継続して実施	

危害要因	鉛、カドミウム、総水銀、総ヒ素	
食品群・飼料	飼料	品目：家畜・家きん用配合飼料、乾牧草等、動物由来飼料原料
目的と経緯	【目的】 - 飼料中の基準値の遵守状況を監視するため、含有実態を把握。 - 調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用し、家畜等の健康及びその家畜等から生産される畜産物を介した人の健康保護に資する。 【経緯】 - 飼料に重金属等の管理基準を設定。 - 近年の調査の結果から、飼料中の鉛、カドミウム、総水銀、総ヒ素濃度は、基準値と比較して低い水準で推移しており、基準値の超過はないことを確認。 - 毎年度モニタリングを実施し、その結果は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターのウェブサイトで定期的に公表。	
調査対象品目及び 予定調査点数	家畜・家きん用配合飼料、乾牧草等、動物由来飼料原料：調査点数は調整中	
備考	平成18年度から継続して実施	

危害要因	パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）	
食品群・飼料	農産物、畜産物、水産物	品目 ：検証を行う具体的なマトリックスは検討中
目的と経緯	【目的】 ・ 国内の水環境に存在が確認されている、又は、国際的に根絶対象物質への追加が検討されており、環境中の存在実態の把握が必要と考えられる PFAS 種について、国産農畜水産物への移行、蓄積の程度や濃度分布を把握し、リスク評価やリスク管理措置の必要性を検討するため、既報の分析法を検証・改良し、標準手順書を作成。 ・ 分析法が確立された場合には、令和8年度以降の実態調査に活用。 【経緯】 ・ 環境省は、令和元年度～令和4年度まで公共用水域及び地下水について延べ2,735地点のPFOS、PFOAの調査結果を公表、指針値（暫定）を超過した地点数は、延べ250地点。 ・ 食品安全委員会は、令和6年6月にPFASに関する食品健康影響評価書を公表。リスク管理につき、PFASにばく露され得る媒体（飲料水、食品等）における濃度分布に関するデータ収集を早急に進め、その調査結果等をもとに、高い濃度が検出された媒体への対応を一層進める必要と報告。 ・ 農林水産省は、令和3～4年度に水産物中のPFOS、PFOAの予備調査、令和6年度から国産の農畜水産物に関し、国際的な動向も踏まえ、PFOS、PFOA、PFHxS、PFNAの4物質の実態調査を実施中。 ・ 環境省は、令和7年2月、中央環境審議会合同小委員会において、国際的な動向や国内における検出状況を踏まえて、PFBS、PFHxS、PFBA、PFPeA、PFHxA、PFHpA、PFNA、HFPO-DAの8物質について、水質基準における要検討項目として、存在状況等の情報収集を行うことが適当と結論。 ・ 2024年9月のストックホルム条約の「残留性有機汚染物質検討委員会」の第20回会合では、長鎖PFCAを製造、使用等の根絶対象物質に追加勧告を決定。今後、本年4月開催される締約国会議で議論される予定。	
調査内容	国産農畜水産物のうち、代表的な品目について、測定候補PFAS種を対象に既報の食品中のPFAS分析法（例えばEURL法、米国FDA法など）の性能や適用性の検証を行い、次年度以降の当省の実態調査に活用するほか、国内の民間分析機関や公設試験研究機関が参照できる標準手順書を作成する。	
備考	・ 作成した標準手順書は、農林水産省のウェブサイトで公開する。 ・ 対象とする分子種は、国内外の最新の情勢を踏まえて見直す可能性がある。	

令和7年度 年次計画候補
その他の調査/事業者連携調査【加工食品】

危害要因	3-MCPD 脂肪酸エステル類(3-MCPDE)、グリシドール脂肪酸エステル類(GE)	
食品群・飼料	加工食品	品目：食用植物油脂
目的と経緯	【目的】 - 令和5年度調査で更なる低減の必要性が示唆された食用植物油脂のうち、主に国内で製造されている油脂を対象に、事業者が実際に使用する製造設備を用いて低減対策の有効性を検証する。 - 実際の製造設備に適した低減対策に関する知見を得るとともに、得られた知見を業界全体で共有・活用し、品目横断的な安全性の向上を図る。 【経緯】 - 令和5年度、低減対策の効果検証等を目的に、油脂類及び乳児用調製乳等を対象とした含有実態調査を実施。全体的に低減した一方、パーム油やこめ油は他の油種と比べて高濃度域にも分布するなど、一部の品目ではさらなる低減の必要性が示唆された。特にこめ油は、製品間で濃度に幅があったことから、こめ油の原料や製造方法の変更などによりさらに低減できる可能性。 - こめ油は、事業者毎に異なる製造工程で特徴ある製品を製造しているため、各事業者が実際に使用する設備に適した低減対策を選択する必要。既に3-MCPDE等を低減できている事業者の事例も参考にしながら、さらなる低減が必要な事業者の設備において効果的な低減対策の選択や実行可能性、品質への影響等を検討することが望ましい。 - EUやアジア地域で基準値が設定済みもしくは検討中であることから、輸出する場合には基準値へ適合するよう製造する必要。	
調査内容	協力事業者の設備を用いて低減対策を講じた製造工程でこめ油を製造し、3-MCPDE、GEの低減対策の効果を検証する。また、あわせて官能評価やその他品質に係る項目の分析により品質への影響を検討する。	
備考	あわせて2-MCPD 脂肪酸エステル類やその他品質に係る項目も分析	